

令和2年度 岡山県水防協議会 次第

【議 題】

水防計画の改訂について

- (1) 通報先水防管理者の追加
- (2) 水位観測所の変更
- (3) 重要水防箇所の見直し
- (4) その他軽微な事項の変更

【配付資料】

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 岡山県水防計画の改訂案について
- ・ 資料2 参考資料

令和 2 年度 岡山県水防協議会

岡山県水防計画の改訂案について

岡 山 県

(1) 通報先水防管理者の追加

想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の見直しにより、洪水予報河川のうち1河川、水位周知河川のうち3河川について、水位を通知する水防管理者（市町村）を追加する。

① 洪水予報河川

（「令和元年度岡山県水防計画書」P21(3)基準地点（水位観測所）に追加）

【現行】

所管	河川	観測所	所在地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
備前 県民局	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬	岡山市北区白石	2.10m	2.40m	2.70m	3.00m
	足守川	尾崎	津寺	2.70m	3.00m	3.30m	3.60m

【追加】

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	担当 県民局	通報先水 防管理者
二級河川 笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬	岡山市北区 白石	2.10m	2.40m	2.70m	3.00m	備前 備中	岡山市 倉敷市
二級河川 笹ヶ瀬川水系 足守川	尾崎	岡山市北区 津寺	2.70m	3.00m	3.30m	3.60m	備前 備中	岡山市 倉敷市 早島町

※赤字が今回追加する箇所（併せて表を修正）

② 水位周知河川

（「令和元年度岡山県水防計画書」P24、25(2)水位観測所に追加）

【現行】

河川名	観測所名	位置	水防団 待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	担当 県民局	通報先 水防管理者
一級河川 旭川水系 旭川	おち 落 あい 谷	真庭市 法界寺	-	-	4.40	4.70	美作	真庭市
二級河川 笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	こう 首 べ 部	岡山市 北区首部	-	-	4.80	5.10	備前	岡山市
二級河川 笹ヶ瀬川水系 砂川	みや 瀬橋	岡山市 北区一宮	-	-	3.80	4.10	備前	岡山市

【追加】

河川名	観測所名	位置	水防団 待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	担当 県民局	通報先 水防管理者
一級河川 旭川水系 旭川	おち 落 あい 合	真庭市 法界寺	-	-	4.40	4.70	美作 <u>備前</u>	真庭市 <u>美咲町</u> <u>岡山市</u> <u>吉備中央町</u>
二級河川 笹ヶ瀬川水系 笹ヶ瀬川	こさ 首 べ 部	岡山市 北区首部	-	-	4.80	5.10	備前 <u>備中</u>	岡山市 <u>倉敷市</u>
二級河川 笹ヶ瀬川水系 砂川	みやせ 宮瀬橋	岡山市 北区一宮	-	-	3.80	4.10	備前 <u>備中</u>	岡山市 <u>倉敷市</u>

※赤字が今回追加する箇所

(2) 水位観測所の変更

水位観測所は、県関係水位観測所で30箇所を追加する。また、岡山河川事務所所管水位観測所で1箇所を削除する。

① 県関係水位観測所

(「令和元年度岡山県水防計画書」P120 別表第45号下へ追加)

【追加】

水系		観測所名	位置			観測者	備考
本流	支流		都市	町村(区)	大字		
吉井川	香登川	横田橋-U	備前		畠田	県民局職員	川の水位情報
高梁川	新本川	伊與部橋-U	総社		下原	県民局職員	川の水位情報
吉井川	広戸川	石畑橋-U	津山		新野東	県民局職員	川の水位情報
高梁川	槇谷川	新豪溪橋-U	総社		槇谷	県民局職員	川の水位情報
高梁川	有漢川	貞守橋-U	高梁		有漢町 有漢	県民局職員	川の水位情報
高梁川	領家川	新地頭橋-U	高梁		川上町 地頭	県民局職員	川の水位情報
高梁川	神代川	門前橋-U	新見		神郷下 神代	県民局職員	川の水位情報
高梁川	熊谷川	立野橋-U	新見		下熊谷	県民局職員	川の水位情報
高梁川	本郷川	本郷大橋-U	新見		哲多町 本郷	県民局職員	川の水位情報
高梁川	星田川	鵜江橋-U	小田	矢掛	西川面	県民局職員	川の水位情報
高梁川	美山川	僧都橋-U	小田	矢掛	小林	県民局職員	川の水位情報
高梁川	雄神川	戸倉橋-U	井原		西江原 町	県民局職員	川の水位情報
旭川	旭川	いずみ橋-U	真庭		中島	県民局職員	川の水位情報
旭川	明連川	鍛冶屋橋-U	真庭		蒜山上 福田	県民局職員	川の水位情報
旭川	豊岡川	浜子橋-U	加賀	吉備中央	豊岡上	県民局職員	川の水位情報
旭川	通谷川	利当橋-U	久米	美咲	西川	県民局職員	川の水位情報
吉井川	皿川	関屋橋-U	久米	美咲	原田	県民局職員	川の水位情報
吉井川	倭文川	掛上り橋-U	津山		桑上	県民局職員	川の水位情報
吉井川	吉井川	宮下橋-U	津山		二宮	県民局職員	川の水位情報
吉井川	宮川	城北橋-U	津山		山北	県民局職員	川の水位情報
吉井川	久米川	千代下橋-U	津山		中北下	県民局職員	川の水位情報
吉井川	蟹子川	蟹子川1号橋-U	津山		高野山 西	県民局職員	川の水位情報
吉井川	広戸川	新大渡橋-U	津山		西吉田	県民局職員	川の水位情報
吉井川	梶並川	栄橋-U	美作		栄町	県民局職員	川の水位情報
吉井川	河会川	井口橋-U	美作		井口	県民局職員	川の水位情報
吉井川	小野田川	石砂橋-U	赤磐		沢原	県民局職員	川の水位情報

吉井川	滝山川	川原橋-U	赤磐		黒沢	県民局職員	川の水位情報
旭川	砂川	町苅田橋-U	赤磐		町苅田	県民局職員	川の水位情報
吉井川	日笠川	青山橋-U	和気	和気	日笠上	県民局職員	川の水位情報
倉敷川	汐入川	高橋-U	倉敷		茶屋町	県民局職員	川の水位情報

※赤字が今回追加する箇所

② 岡山河川事務所所管水位観測所

(「令和元年度岡山県水防計画書」P122 別表第45号最下段を削除)

【削除】

水系	河川事務所	観測所名	位置			観測者	備考
			郡市	町村(区)	大字		
高梁川	岡山	柳井原湖	倉敷		船穂町 柳井原	-	自記

※赤字が今回削除する箇所

(3) 重要水防箇所の見直し

重要水防箇所は、県管理河川等で47箇所の減（7,065mの減）、国管理河川で1箇所の増（2,167mの減）とする。

（「令和元年度岡山県水防計画書」P161 別表第57号重要水防箇所総括表を修正）

【現行】

区分 水系	県		国土交通省		計	
	吉井川	406箇所	58,140m	174箇所	36,890m	580箇所
旭川	361箇所	91,820m	107箇所	16,850m	468箇所	108,670m
高梁川	242箇所	58,020m	148箇所	55,790m	390箇所	113,810m
その他の水系	285箇所	78,180m	—	—	285箇所	78,180m
海岸	743箇所	600m	—	—	743箇所	600m
合計	2,037箇所	286,760m	429箇所	109,530m	2,466箇所	396,290m

【変更】

区分 水系	県		国土交通省		計	
	吉井川	393箇所	57,655m	175箇所	35,760m	568箇所
旭川	355箇所	91,610m	104箇所	17,316m	459箇所	108,926m
高梁川	247箇所	55,670m	151箇所	54,287m	398箇所	109,957m
その他の水系	258箇所	74,160m	—	—	258箇所	74,160m
海岸	737箇所	600m	—	—	737箇所	600m
合計	1,990箇所	279,695m	430箇所	107,363m	2,420箇所	387,058m

※赤字が今回変更する箇所

(4) その他軽微な事項の変更

その他軽微な事項の変更は、下表のとおりである。

変更事項	変更内容	令和元年度 水防計画書 該当ページ
別表第7号 旭川ダム放流時 通報連絡系統図	岡山県警察本部からの通報先に、岡山東警察署を追加する。	57頁～58頁
別表第18号 湯原ダム放流時 通報連絡系統図	美作県民局湯原ダム管理事務所から真庭市消防本部への通報について、真庭市役所（危機管理課）経由とする。	71頁～72頁
別表第19号 社口ダム放流時 通報連絡系統図	中国電力（株）東部水力センター（津山）（旧・津山電力所）から真庭市消防本部への通報について、真庭市役所（危機管理課）経由とする。	73頁～74頁
別表第23号 黒鳥ダム放流時 通報連絡系統図	総社市役所、倉敷市役所（高梁川東西用水組合を含む）への通報機関について、備中県民局から中国電力（株）東部水力センター（高梁）（旧・高梁電力所）に変更する	79頁～80頁
別表第24号 小阪部川ダム放流時 通報連絡系統図	小阪部川ダムからの通報先に、高梁市消防署を追加する。	81頁～82頁
その他	組織改訂に伴う名称変更等 例) 岡山河川事務所管理第二課（坂根分室）⇒坂根出張所 西日本電信電話（株）福岡センター⇒西日本電信電話（株）	

令和 2 年度 岡山県水防協議会

参 考 資 料

岡 山 県

通報先水防管理者の追加について

<概要>

昨年度の水防協議会以降に、7河川※の想定最大規模降雨※による洪水浸水想定区域の指定が完了したことから、新たに洪水浸水想定区域に含まれる市町村を、水位の通報先の水防管理者に追加する。

なお、洪水浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域、及び水深をシミュレーションにより求めたものである。洪水浸水想定区域図を基に、市町村において災害時の対応や避難場所の位置等の情報を具体的に記載したハザードマップが作成される。

※旭川水系旭川、宇甘川、備中川、砂川、笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川、足守川、砂川（一宮）

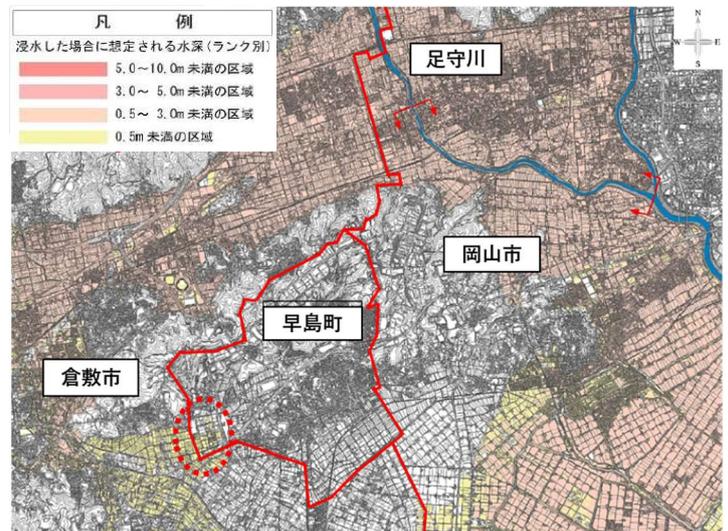
※想定最大規模降雨とは、激化する水災害に対処するため、施設の能力を上回る外力の発生を想定し、日本を降雨の特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量等により設定した想定し得る最大規模の降雨である。

<二級河川足守川の事例>

計画規模の洪水に係る浸水想定区域
(平成17年7月)



想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域
(令和元年12月)



水位観測所の増設について

<概要>

早期の水防活動や住民の避難判断等を支援するため、国が開発した低コストの水位計（危機管理型水位計）を活用し、水位観測所を増設することで、河川水位観測網の充実を図り、よりきめ細やかな水位情報の提供を行う。

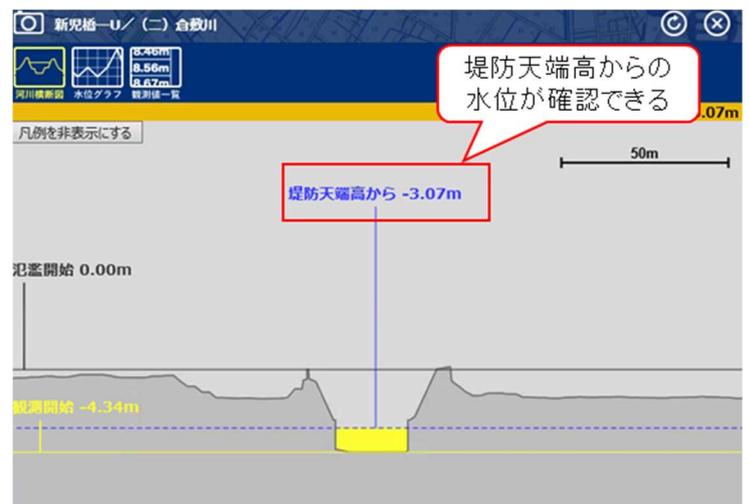
本県では、これまでの浸水実績や沿川の土地利用状況、水位周知河川等の指定状況、合流点など水位上昇の生じやすさなどを総合的に判断し、平成30年度から水位計の増設を進めている。

<水位観測所の設置状況>

平成30年度まで136箇所 → 令和元年度166箇所（+30箇所）

<水位情報の提供>

- ・令和元年度設置分は、今年度の出水期までに公開予定
- ・水位情報は専用サイト「川の水位情報」で提供



重要水防箇所の見直しについて

<概要>

重要水防箇所とは、堤防高が低い箇所、堤防断面の不足する箇所、漏水箇所、陸閘※が設置されている箇所などを、洪水、高潮等の際、水防上特に注意を要する箇所として、県水防計画に定めるものである。

市町村は、水防活動時には、この重要水防箇所を重点的に巡視・点検し、異常を発見した場合、直ちに水防作業を開始しなければならない。

※陸閘とは、通常時は河川等の堤防を通行可能なよう途切れているが、出水時にはゲート等で塞いで堤防の役割を果たすよう設けられる施設である

<重要水防箇所評定基準案（H18.10.16付、国土交通省河川局治水課長通達）>

以下の項目に従い、重要水防箇所の評定を行っている。

評 定 項 目	評 定 基 準
堤防高	堤防は計画どおりの高さかどうか
堤防断面	堤防断面は計画どおり確保されているかどうか
法崩れ・すべり	法崩れやすべりの実績がある箇所で、その対策が取られているか
漏水	漏水の実績がある箇所で、その対策が取られているか
水衝・洗掘	流水により深掘りされる部分の対策がとられているか
工作物	河川を横断する工作物の桁下高等が基準どおり確保されているか

※その他「要注意区間」として、出水期中の工事箇所、築造後3年以内の新堤防、陸閘設置箇所等がある。



<令和2年度重要水防箇所の見直しについて>

重要水防箇所の見直しについては、不要な陸閘の廃止、堤防点検結果による漏水箇所等の把握などにより、追加・削除を行う。

今後の見直しについてのお知らせ

本県では、他県の取組状況や平成 30 年 7 月豪雨での被災状況等を踏まえ、水防活動上で注意が必要な箇所を適切に指定できるよう、評価基準の見直しを行っており、今後、本評価基準にて、重要水防箇所の見直しを進める。

【重要水防箇所評価基準の見直し 抜粋】

評価基準

種別	重要度		
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	C 要注意区間
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防高にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所 <u>あるいは一連区間の中で、堤防高又は河岸天端高が上下流に比べて著しく低く氾濫の実績がある箇所</u>	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況堤防高との差が堤防余裕高に満たない箇所 <u>あるいは一連区間の中で、堤防高又は河岸天端高が上下流に比べて低く氾濫の恐れがある箇所</u>	
背水	当該河川の合流先の河川（以下「本川」という。）の水位の影響区間において、 <u>本川の計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を超える箇所</u>	当該河川の合流先の河川（以下「本川」という。）の水位の影響区間において、 <u>本川の計画高水流量規模の洪水の水位と現況堤防高との差が堤防余裕高に満たない箇所</u>	
浸水リスク	既往洪水で、外水による家屋の浸水被害が発生し、 <u>所要の対策が未施工で、水防上注意が必要な箇所</u>	既往洪水で、外水による家屋の浸水被害が発生し、 <u>所要の対策が暫定施工で、水防上注意が必要な箇所</u>	既往洪水で、外水による家屋の浸水被害が発生し、 <u>所要の対策が施工済であるが、水防上注意が必要な箇所</u>
破堤関連区間			破堤箇所の上下流において同様な築堤構造を有し、現地状況・浸水実績等から注意を要する区間

※下線部が今回見直す箇所

平成 30 年 7 月豪雨を受けて暫定的に定める評価基準

種別	重要度		
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	C 要注意区間
堤防高 (背水位影響区間)	背水位（バックウォーター）に対応する堤防高に対して、 <u>工事が完了していない区間</u>		